

オンライン診療同意書（初診・再診）

遵守事項 以下の事項に関して、遵守して頂きます。

厚生労働省のガイドラインの通り、以下の制限があります。

- ・ 初診のオンライン診療は、新型コロナウイルス感染症拡大に伴う臨時・特例措置期間限定となります。
- ・ 初診では、麻薬及び向精神病薬の処方できません。
- ・ 過去の診療録や診療情報提供書、健康診断結果等で基礎疾患の状態の把握ができない場合は、処方日数の上限は7日間となります。
- ・ 抗悪性腫瘍薬や免疫抑制薬は処方できません。

その他の規定

- ・ スマートフォンやパソコンでアプリのインストールや設定、健康保険証やお薬手帳などの撮影・転送などの操作がご自身でできる方に限られます。
- ・ アプリの操作方法やシステム上の不明点などのお問い合わせは当院では致しかねますので、CLINICS（クリニック）患者相談窓口 0120-13-1540（年末年始を除く平日午前10時から午後7時）へお問い合わせをお願いいたします。
- ・ 予約された時間帯内に繋がらない場合は、予約をキャンセルさせていただきます。
- ・ 必ず患者様本人が同席し、健康保険証・各種医療証を手元に準備して下さい。
- ・ オンラインで診察した結果、症状に応じて来院をお願いする、もしくは他の医療機関への受診をお勧めする場合がございます。この場合もシステム利用料/通話料等がかかりますので、ご了承下さい。
- ・ 予約の時間順にお呼びいたします。対面診療との兼ね合いもございますので、オンライン再診外来の予約は前日までです。
- ・ 診察時間は診療内容ごとに変りますが、一人およそ5分間です。
- ・ オンライン再診外来は対面診療とは診療条件・環境が異なるため原則月1回の診療が必要となり、当院では慢性疾患の場合の処方日数は最大31日分となります。
- ・ オンライン再診外来は当院外来に定期受診されている方に限り、2か月連続可能ですが、聴診・触診・各種検査を行うことができない等の理由により、オンライン診療で得られる情報は限られているため、3か月目は対面診療になります。
- ・ 2020年4月現在、新型コロナウイルスの影響で、時限的特例措置として処方箋をクリニックから直接薬局へFAXすることが許可されています。時限的特例措置期間中は、処方箋をクリニックから直接薬局へFAXし、原本は薬局に郵送いたします。時限的措置期間以外は、処方箋を患者様の自宅へ郵送となります。
- ・ オンライン診療時のお支払いは、クレジットカードをお願いいたします。引き落としができなかった場合は、電話連絡させていただきます。
- ・ オンライン初診・再診外来（発熱、風邪）の場合は当日予約可能です。
- ・ オンライン初診・再診外来（発熱、風邪）の場合の処方日数は、最大7日分となります。
- ・ オンライン初診外来（発熱、風邪）は、新型コロナウイルス感染症の流行拡大に伴う一時的な対応とされています。今後の状況次第でご利用いただけなくなる可能性があることをご了承ください。
- ・ 他院にて定期通院中の方で、緊急の処方がどうしても必要な場合、過去の診療録や診療情報提供書、健康診断結果等で基礎疾患の状態の把握ができないため、処方日数は、最大7日分となります。

私は、上記に関して十分な説明を受け、了承した上で、オンライン診療を受けることに同意します。

署名日 令和 年 月 日

患者氏名 _____ 印

代筆者氏名 _____ 印

(続柄: _____)

<聖マリアハートクリニック 院長 吉田一弘>